

大田市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月26日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第8号

大田市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則
大田市特定非営利活動促進法施行細則（平成20年大田市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（情報通信の技術を利用する方法による手続等の指定）

第21条 条例第16条の規則で定める提出、縦覧、通知、届出、閲覧及び交付（以下この条において「手続等」という。）は、次の表の左欄に掲げる規定に基づく同表の右欄に掲げる手続等とする。

規定	手続等
法第10条第1項（法第34条第5項において準用する場合を含む。）	認証の申請に係る申請書の提出
法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）	認証の申請に係る縦覧
法第12条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）	認証及び不認証に係る通知
法第13条第2項（第39条第2項において準用する場合を含む。）	登記の届出
法第23条第1項	役員の変更等の届出

法第25条第4項	定款変更の認証の申請に係る申請書の提出
法第25条第6項	定款変更の届出
法第25条第7項	定款変更に係る登記の提出
法第29条	事業報告書等の提出
法第30条	事業報告書等の閲覧
法第31条第3項	解散の認定の申請に係る申請書の提出
法第34条第4項	認証の申請に係る書類の提出
法第43条第4項	認証の取消しに係る聴聞の公開請求に対する審理非公開理由を記載した書面の交付

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。